

大船渡市地域おこし協力隊 募集要項
(大船渡・三陸への旅行者を増やし、満足度を向上させる事業)

1 地域おこし協力隊員の受入事業者／募集する活動テーマ

岩手開発産業株式会社と共同で、「大船渡・三陸への旅行者を増やし、満足度を向上させる事業」に取り組む地域おこし協力隊員を募集します。

2 活動内容

大船渡・三陸への旅行者を増やし、満足度を向上させる事業

- (1) 大船渡・三陸を旅する旅行商品の企画とその運営
- (2) 外国人旅行者向け旅行商品の企画とその運営
- (3) 旅行者誘客のための営業、販売、PR業務
- (4) みちのく潮風トレイルに関する旅行商品の企画とその運営、旅行者支援、活動支援業務
- (5) 旅行者支援のための窓口案内業務
- (6) 旅行会社としての窓口販売業務
- (7) 企画旅行添乗業務

3 活動を通して期待される効果

- (1) 大船渡を訪問する旅行者の増加
- (2) 大船渡市内での消費額の増加
- (3) 旅行者満足度の向上
- (4) 外国人旅行者満足度の向上
- (5) みちのく潮風トレイルハイカーの増加と大船渡立ち寄りハイカーの満足度向上

4 募集人数

2名

5 受入事業者が求める人物像

- (1) パソコンスキル (Word、Excel、PowerPoint)
- (2) SNS運用スキル (Facebook、Instagram、X、YouTubeなど)
- (3) 旅行業に関する資格
- (4) 英会話

6 応募資格

次の全ての要件を満たす20歳以上の方とします。

- (1) 次のア～ウのいずれかに該当する方のうち、地域おこし協力隊員に委嘱された後、速やかに本市へ生活の拠点を移し、住民票を異動することが可能である方
 - ア 三大都市圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県）の都市地域等に現住所を有している方（※）
 - イ 他の市町村において地域おこし協力隊であった方（同一地域における活動2年以上、かつ、

解嘱後1年以内)

ウ 語学指導等を行う外国青年招致事業（以下「JETプログラム」という。）を終了した方又は委嘱日前日までに終了する方（JETプログラム参加者としての活動2年以上、かつ、JETプログラムを終了した日から1年以内）

※ 総務省ホームページ「地域おこし協力隊」内の地域要件確認表にて地域要件を確認できます。

- (2) 活動内容に興味があり、受入事業者や地域住民と協力して活動できる方
- (3) 心身ともに健康で、誠実に職務を行うことができる方
- (4) 普通自動車運転免許を取得している方又は着任までに取得することが可能である方（AT限定可）
- (5) 地域おこし協力隊の活動期間終了時に本市において就業又は起業し、定住する意欲のある方

7 申込受付期間

令和7年2月21日（金）まで

※ 定員に達しない場合、申込受付期間を延長し、随時受付選考を行い、採用が決定次第、募集を終了します。

8 応募手続及び選考方法

(1) プレエントリー

(2) 説明会

プレエントリー後、オンラインツールを用いて、活動内容等について個別に御説明します。

(3) 本エントリー

1次選考に向け、書類を提出していただきます。

(4) 1次選考

応募書類等により、書類選考を行います。

(5) 2次選考

1次選考合格者を対象として、市内で対面にて面接を行います。

※ 1次選考を通過した方を対象に、現地説明会の案内をします。旅費や滞在費を含む参加費用は自己負担としますが、先輩移住者に直接会って話がしたい、活動内容を実際に体験してみたい等の御希望に合わせ、市内を案内します。

なお、現地説明会の参加有無は選考に関係しませんので、そのまま2次選考に進んでいただくことも可能です。

9 雇用形態及び委嘱期間

(1) 岩手開発産業株式会社が雇用し、市長が地域おこし協力隊員に委嘱します。

(2) 委嘱期間は年度ごとに更新し、最長3年間とします。

10 賃金・賞与

月額245,000円（賞与なし）

※ 社会保険料等を控除します。

11 勤務時間等

(1) 勤務時間

午前 9 時～午後 6 時（休憩時間 1 時間）

(2) 休日

原則土・日曜日（旅行業の特性から、土・日曜日勤務も多数想定されます。）

※岩手開発産業株式会社の規程により、年間休日数は112日。

12 勤務場所

岩手開発産業株式会社（岩手県大船渡市盛町字町8-19）

13 待遇・福利厚生等

(1) 社会保険等（健康保険、厚生年金保険、雇用保険）に加入します。

(2) 家賃補助（月額50,000円を上限）

(3) ガソリン代補助（月額20,000円を上限）

(4) 通信費補助（月額18,000円を上限）

(5) 年次有給休暇は、岩手開発産業株式会社の規程によります。

(6) 本市に赴任する際の費用は、自己負担とします。

14 問合せ先

〒022-8501 岩手県大船渡市盛町字宇津野沢15番地

大船渡市役所 企画政策部 企画調整課（担当 石橋、小山）

TEL 0192-27-3111／FAX 0192-26-4477